

部 課 長 各 位

中間市長 福 田 浩

令和8年度予算編成方針

1. 我が国の動向と経済状況

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、マクロ経済運営の基本的考え方について「賃上げを起点とした成長型経済の実現、全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める」としている。地方公共団体においても、重点政策への対応と持続可能な財政運営の両立を図っていくこととなり、地方財政を取り巻く状況は、今後も厳しいものになると考えられる。

また、内閣府が発表した本年9月の月例経済報告では、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」としているものの、先行きについて、「各種政策の効果などが緩やかな回復を支えることが期待される一方で、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要であることに加え、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」ともしている。国の令和6年度税収は5年連続で過去最高を更新しており、本市の税収も回復傾向にあるものの、実質賃金の低迷や物価高騰の影響により依然として景気回復の実感を得られているとはいえない状況であり、市民生活や地域経済に大きく影響を与える懸念もあって、先行きは不透明かつ財政状況は予断を許さない状況であると言わざるを得ない。

2. 本市のこれまでの財政状況と取組み

本市の財政は、人口減少、少子高齢化、下水道事業の推進等の影響により、歳入が伸び悩む一方で、歳出においては社会保障関連経費及び繰出金等が増加し歳出超過に陥った結果、平成27年度から令和元年度までの5年間、財源不足を基金からの繰入

により補う状況が続いた。その結果、一般会計基金残高が約 25 億円以上減少し、財政調整基金残高は約 1 億 3 千万円と枯渇状態に陥った。

そこで、令和元年度から予算編成に枠配分方式を導入したほか、借換債を実施するなど、収支及び財政構造の改善に取り組んだ結果、令和 2 年度決算においては、財政調整基金を 6 年ぶりに積み増し、財政指標も改善することができており、令和 3 年度以降の決算においても、総体的にはこの傾向を継続することができている。しかしながら、これは、ふるさと納税や土地売却収入といった臨時的収入の増加、コロナ禍で図らずも給付費や施設の管理運営費等が減少するといった効果、影響があったことにも支えられた結果であり、本質的な収支の改善には至っておらず、また、一部の指標については悪化に転じていることから、財政健全化は未だ途上であると言わざるを得ない。

3. 今後の課題

(1) 予算編成過程における事業整理

経常的な歳入に見合った歳出とする予算を編成する必要があり、昨年度まで実施した枠配分などによりこれまでも歳出抑制に一定の効果は上がっているが、事業単位での取捨選択が十分できているとは言えない。また、地方債の借換による効果は令和 7 年度をもって消失しており、今後は直近数年間の大型事業の元金返済や地方債を活用した大型事業が控えている背景からも公債費が増加に転じることは避けられず、最早猶予はないことから、早期に決定プロセスを確立し本質的な収支の改善を図らなければならない。

(2) 歳入の減少

人口減少と少子高齢化の進展により市税収入の減少が予測されることに加え、物価高騰や景気の下振れ等による市税の減収が懸念されるところである。以前に好調であったふるさと納税についても、ピークの令和 2 年度と比較すると 5 分の 1 以下に落ち込み下落の一途をたどっている状況であり、自治体間競争の激化もあって、増収に繋げることは容易なことではない。また、新たな安定的財源や大規模な臨時的収入も容易には見込めない状況である。更には、令和 7 年度国勢調査における本市の人口の推計値は令和 2 年度調査時より約 3 千人減少する見込であり、これは令和 8 年度における普通交付税の算定に反映され、その試算における減収幅は約 3 億円を見込んでいる状況である。

(3) 歳出の増加

少子高齢化の進展やサービスの利用者増に伴う扶助費や特別会計繰出金等の社

会保障費の増加、また、賃金上昇等に伴う人件費の増加が予測される。加えて、公共施設やインフラ設備の整備や維持保全等に係る公債費の負担増が見込まれる状況であることから、義務的経費やそれに準ずる経費の増大に伴って、裁量的経費の縮小が懸念される。

(4) 今後 10 年の行政需要及び基金残高の目標額

学校再編や老朽化した公共施設の維持保全等に係る今後 10 年間の追加的な需要額は、一般財源ベースの概算で 130 億円以上と見込んでおり、再編の規模や内容によってはその額が大幅に膨らむことも予測される。

令和 6 年度末の基金残高は、財政調整基金では約 63 億円、一般会計全体では約 85 億円となっている。財政調整基金の内、約 20 億円を除く部分は老朽化した公共施設等の維持保全のための改修費等に備えたものであり、年度間の財源調整や災害復旧時の財源、上記行政需要等を勘案すると、当面の基金残高の目標として、財政調整基金では 100 億円、一般会計全体では 125 億円程度を確保する必要があると考える。

(5) 経済社会構造の変化への対応

コロナ禍を契機として大きく変化した経済社会構造に的確に対応するため、DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）を推進していかなければならないが、その財政的負担は多大なものを見込まれる。

(6) 行政の広域化の推進

人口減少及び少子高齢化が進む中で、スケールメリットを活かし、より効果的かつ効率的な組織運営を行うため、行政の広域化を検討、推進する必要がある。消防組織及び水道事業については、既に指示した具体的な広域化への取組みを引き続き推進していかなければならない。

4. 予算編成の方針

中間市財政運営基本条例（以下「条例」という。）では、「健全で規律ある財政運営の確保を図り、もって市民の福祉の維持向上に資すること」を目的と規定しているが、人口減少、少子高齢化社会において、真に必要な行政サービスを維持していくとともに、将来世代に対して過度な負担を残さない市政運営を行うためには、持続可能な行財政基盤の確立は最優先かつ最重要の課題である。本市の財政を取り巻く状況は依然として厳しく、物価高騰といった諸課題にも直面し、また、その影響の長期化が予想される中で先行きは非常に不透明であるが、「財政健全化なくして住民福祉の向

上なし」との強い信念と覚悟の下、職員一丸となって条例の趣旨に則った予算編成に取り組むこと。

(1) 予算編成方法の転換

令和8年度予算編成においては、これまで取り組んできた枠配分方式による予算編成から手法を転換し、政策性のない経費においては積み上げ方式による査定、政策性のある経費においては事業選択による査定で編成を行う。この度の編成方法の転換については、枠配分方式において各部局が培ってきた主体的かつ積極的な予算見積りと自己査定を活かし、それらを引き続き行うことを前提としている。そのうえで、それでもなお本市において真に必要な事業は何かを各課において精査した上で予算要求を行い、歳入の範囲内に収まるよう事業選択及び査定を通じて編成を進めていく方針である。従って予算編成に当たっては、前例踏襲に陥らず、全ての事業に対し見直しを行い、既存事業の廃止や再構築・可能な限りの新規事業の抑制（国策等は除く）、歳入確保などに最大限努力し財政健全化に努められたい。

また、査定という表現を用いているが、令和元年度以前の予算編成で散見された「査定で削られることを前提とした過剰な積算」を厳に慎み、本市にとって真に必要なとすべき事務事業は何かを精査・検討し、前年度決算見込や前々年度決算額等をふまえ根拠ある積算を行われたい。

なお、この度の編成方法をもってしても前述のような要求が多く、収支均衡のとれた編成が困難な結果となることが見込まれる場合は、次年度から枠配分方式の編成に戻すことを申し添える。

物価高騰対策その他国が推し進める施策について、積極的かつ果敢に取り組む必要があるが、これらの経費についても財源を最大限確保するとともに、事業の効果見込等を立てた上で、その必要性を検討すること。

(2) 財政収支の試算

条例第14条に基づき試算した令和8年度の歳入及び歳出の概算額は別添のとおりであるが、多額の財源不足が生じる見込みという非常に厳しいものとなっている。予算編成過程においては、この収支不均衡の是正に向け、歳出削減及び財源確保、事業見直し等の内部調整を行うこと。

(3) 政策

国は「人口減少克服と地方創生を実現するためには、同一地方自治体内における政策を検討するだけではなく、地方自治体間の連携を深め、広域的な経済を念頭に置いた政策を推進することが不可欠である」としており、本市においても、先般策定した最上位計画である「中間市第5次総合計画」の下、地方創生に関する施策を

戦略的に実行していかなければならない。令和8年度予算でも、この総合計画に基づき事業展開を行うこと。

なお、新たな政策の実施にあたっては、条例第4条の規定に則り安定的財源を確保すること。

(4) 特別会計、公営企業会計

例年、特別会計及び公営企業会計には多額の繰出を行っており、これが本市の財政に及ぼす影響は大きい。このため、これらの会計においても、一般会計と同様に事業整理と経費削減を行うこと。また、保険料や使用料等については、料金改定等も含め受益者負担の原則の徹底を行うこと。

(5) 重要な留意事項について

①監査委員からの指摘事項等については確実に改善するとともに、「中間市予算事務規則」、「中間市会計規則」、「中間市契約事務規則」等に基づき、法令を遵守した適正かつ適切な予算執行が図れるよう、十分に検討した上で予算計上を行うこと。各課における内部チェックを徹底すること。

②予算はあくまで見積りであり、状況の変化等には臨機応変に対応しなくてはならないが、執行に際して安易に予算科目を変更するようなことは、予算体系を乱しかねないものであるとともに、議決予算の軽視に当たることから、款項目や事業区分、予算科目の設定に当たっては十分に検討した上で適切な計上に努めること。特に委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金、補助及び交付金については、個別具体的な名称を予算書（予算に関する説明書）に記載している趣旨に鑑み、内容に即した名称とするとともに、異なる内容のものを混在して計上することのないよう留意すること。また、積算の誤り等により流用・先執行を行うケースも散見されることから、見積の範疇とはいえ実際に執行する際の状況を勘案した上で、より現実的な積算を行うこと。

③債務負担行為について、当初予算編成時点で計上可能なものは遺漏なく当初予算に計上すること。初年度に支出がないものについては、特に注意すること。

④かねて通達したとおり、事業を実施する課が責任をもって予算計上し内容説明を行うこととし、予算計上課と事業担当課が異なることのないようにすること。

⑤補正予算については、当初予算編成時点では見込めなかった経費を計上することが原則であり、主な例としては、国の制度改正や災害復旧等が挙げられる。当初予算編成に当たっては、通年での所要額を的確に見込み、遺漏なく計上すること。なお、補正予算での増額を前提とした数字合わせの当初予算計上は厳に慎むこと。

⑥財政状況や予算に係る編成・執行方針について、これまであらゆる機会を捉え

て通達・説明してきたが、未だに状況を理解していない職員や事例が散見される。財政健全化のためには、全庁的な共通認識が必須であることから、所属長においては、部会等を通じて全職員に対し本方針及び資料について周知徹底させること。

⑦予算編成に当たり、その他個別具体的な注意事項等については、別途財政課等から通知することとする。

5. 提出期限

令和7年11月13日（木）まで

※一般会計、特別会計とも期限を超過した提出が散見されるが、編成スケジュールに多大な影響を及ぼすことから、期限を厳守すること。

令和8年度の財政収支試算

令和7年10月作成

中間市財政運営基本条例第14条に定める歳入及び歳出の概算額の試算は次のとおりである。

(1) 一般会計歳入額の概算

(単位:千円、%)

財 源 区 分	R8概算額	R7予算額	増減額	増減率
自 主 財 源 (R8比率:30.2)	6,295,068	5,864,972	430,096	7.3
市税	4,252,311	4,222,138	30,173	0.7
寄附金	331,001	301,001	30,000	10.0
繰入金	571,158	103,002	468,156	454.5
繰越金	563,746	567,245	△ 3,499	△ 0.6
分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入	576,852	671,586	△ 94,734	△ 14.1
依 存 財 源 (R7比率:69.8)	14,555,381	13,359,083	1,196,298	9.0
地方譲与税	116,043	116,925	△ 882	△ 0.8
地方消費税交付金	938,904	939,622	△ 718	△ 0.1
地方交付税	5,444,421	5,649,732	△ 205,311	△ 3.6
国庫支出金	4,718,657	4,048,966	669,691	16.5
県支出金	1,738,214	1,639,855	98,359	6.0
市債	1,412,900	767,600	645,300	84.1
各種交付金(利子割、配当割、株式譲渡所得割、法人事業税、環境性能割、地方特例、交通安全対策特別)	186,242	196,383	△ 10,141	△ 5.2
歳 入 合 計	20,850,449	19,224,055	1,626,394	8.5

(2) 一般会計歳出額の概算

(単位:千円、%)

款 名 称	R8概算額	R7予算額	増減額	増減率
1 議会費	177,484	174,127	3,357	1.9
2 総務費	4,571,676	3,191,092	1,380,584	43.3
3 民生費	10,517,197	9,513,279	1,003,918	10.6
4 衛生費	1,254,463	1,140,559	113,904	10.0
5 労働費	1,906	1,906	0	0.0
6 農林水産業費	128,261	135,952	△ 7,691	△ 5.7
7 商工費	228,408	198,905	29,503	14.8
8 土木費	1,567,938	1,399,474	168,464	12.0
9 消防費	1,034,629	1,018,215	16,414	1.6
10 教育費	2,195,829	1,270,936	924,893	72.8
11 災害復旧費	1,000	1,000	0	0.0
12 公債費	1,006,760	1,128,610	△ 121,850	△ 10.8
13 予備費	50,000	50,000	0	0.0
歳 出 合 計	22,735,551	19,224,055	3,511,496	18.3

(3)財政収支の試算

(単位:千円)

(1)歳入概算額	20,850,449	
(2)歳出概算額	22,735,551	
財政収支額 (1)－(2)	△ 1,885,102	= 財源不足額

<財政収支の試算方法について>

○ 共通事項

- ・試算時期における現行制度を基本とし、原則として不確定事項は反映せずに試算している。
- ・物価高騰や国際情勢等の影響による著しい変動は見込んでいない。

○ 歳入に関する事項

- ・市税については、令和6年度決算額に定額減税減収補填特例交付金を加算した額を基本とし、令和7年度調定額を加味して計上している。
- ・地方交付税について、普通交付税は令和7年度交付基準額に最新の国調人口見込を加味し、特別交付税は令和6年度決算額に逓減率を加味して計上している。
- ・国庫及び県支出金は、歳出の試算に応じて計上している。
- ・市債について、臨時財政対策債は地方財政計画のとおり0円とし、それ以外は歳出の試算に応じて計上している。
- ・寄附金について、ふるさと納税は令和7年度決算見込を参考に計上している。
- ・繰入金は、歳出の試算と連動するものと臨時的対応とする退職手当組合負担金の臨時負担分(約4億7千万円)を計上し、財源調整のための繰入は行わないものとしている。
- ・繰越金は、普通会計における赤字回避、国県支出金の返還金及び令和7年度決算黒字の一部等を活用して行う事業に必要な額を計上している。
- ・地方譲与税及び各種交付金については、令和4～6年度決算額の平均を基本とし、一部は普通交付税の令和7年度基準額等を加味して計上している。
- ・分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入については、令和6年度決算額及び令和7年度予算額を基本とし、一部は歳出の試算に応じて計上している。

○ 歳出に関する事項

- ・各課の試算額を積み上げて計上している。
- ・概算要望段階の事業費も計上している。
- ・公債費は、既発債の償還額を基本とし、令和7年度の借入額を加味して計上している。
- ・特別会計及び企業会計に対する繰出金及び出資金は、各会計における試算額を基に計上している。
- ・積立金について、財政調整基金積立金は8.6億円(繰越金と連動する5.6億円を含む)、減債基金及びその他特定目的基金は令和7年度予算額等を基本として計上している。
- ・災害復旧費は、令和7年度予算額を基本として計上している。
- ・予備費は、0.5億円を計上している。